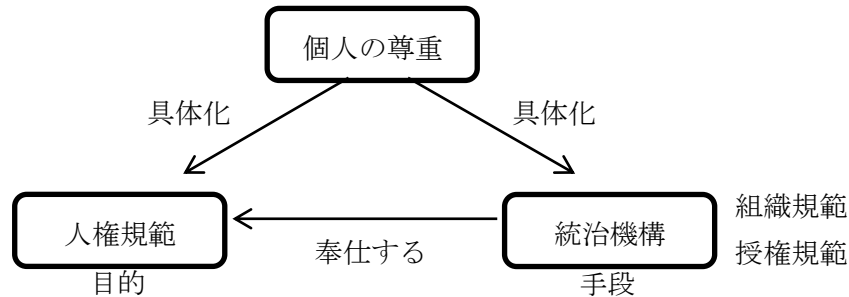


□現行憲法の骨子について

(1) 憲法の特質

- ・自由の基礎法：自由は立憲主義の根本的な目的。国民が国家権力に不当に制限されることなく、その自由が保障されるべき！



憲 13 条「すべて国民は、個人として尊重される。」

- = 1人ひとりにかげがえのない価値がある → 1人ひとりの個人を最大限に尊重
- 個人の何ものにも制限されない自由の保障が不可欠！

- ・制限規範性：憲法は何よりも権力を制限する基礎法。国民の自由を侵害する可能性がある国家権力を制限し歯止めをかける！（⇔一定の国家機関に権限を授ける**授權規範**）
- ・最高法規性：自由を守り、国家権力を制限する法＝すべての権力の上位に在る必要がある。憲法に反する国家権力の行使は、その効力を認めない！（国の法体系において最上位）
その大元にあるのが憲 97（実質的最高法規性）
☆簡単に改憲できては、最高法規性として意味がない＝**硬性憲法**（憲 96）
☆形式的最高法規性「憲法→（条約）→法律→命令→処分」（憲 98①）

(2) 国民主権

主権：①国家権力そのもの（国家の統治権）

- ②国家権力の属性としての最高独立性（内にあつては最高、外にあつては独立）
- ③国政についての最高決定権

☆国民主権の「主権」は、③の意味。主権者たる国民が、国の政治のあり方を最終的に決定していく。

- ・権力性の契機：国民が、国の政治のあり方を最終的に決定する**権力を有する**。（国民＝有権者）
- ・正当性の契機：〃 権威が国民に存する。（国民＝全員）

国家権力行使の方法：原則は間接民主制。例外→憲法改正、国民審査、住民投票

- ・全国民の代表を選出し、その代表は全国民のことを考えながら最も望ましい政治的な意思決定を行っていく体制。 ⇒ 十分な審議・検討が可能になり、より実質的な人権保障が図れる！
- ・十分な審議・検討が図れない段階で、政治的な意思決定をしようとすれば、必然的に多数決主義的な民主主義になってしまう。 ⇒ かえって少数者の人権が侵害される危険性あり。

☆国民投票制度というものを設け、それに無条件で議会や内閣が拘束されるという制度は、少数者の人権侵害に繋がる危険性があるため、憲法上許されない（学説）。

(3) 公共の福祉

☆人権は絶対無制限というわけではない。他人に迷惑をかけない限りにおいて保障されているに過ぎない。

☆個人の尊重という考え方からすれば、個人の人権を制約できるのは、あくまでも他の個人でしかありえない。公共の福祉は、人権と人権の矛盾・衝突の調整の原理。(×社会や公共の利益のための制限)
→ 思想・良心の自由(憲19)、拷問の禁止(憲36)の2つ以外の自由は、制約を受ける。
→ 人権の制限は、人権と人権のぶつかり合いの調整の限りにおいて許されているに過ぎない。

調整の原理： 公共の福祉 → 利益均量論(比較均量論) → 二重の基準の理論(ダブルスタンダード)

- ・利益均量論： すべての人権につき、「それを制限することによってもたらされる利益と、それを制限しない場合に維持される利益とを比較して、前者の価値が高いと判断される場合には、それによって人権を制限できる」という考え方。
 - 多くの場合、公共の利益のように多数の利益のために制限することになる。
 - 利益均量の結果、どうしても制限する方の利益を重くみてしまいがちになってしまう。
- ・二重の基準の理論： 人権と人権のぶつかり合い、それを調整するための法律があるとき、その法律が調整のために本当に最小限の制限をしているのかどうかを裁判所が判断する。
 - 経済的自由に関する制限： 緩やかな審査基準
 - 精神的自由 " : 厳しい審査基準(民主主義の過程の中では自己回復が困難なため)

